

新型コロナウイルス感染症対策 大泉町生活支援パッケージ

分類		支 援 制 度 名	頁
医療	1	感染症予防協力金交付事業	1
	2	感染症拡大防止事業	2
	3	感染症予防マスク支給事業	3
生活	1	生活再建つなぎ資金貸付事業	4
	2	緊急住宅確保事業(町営住宅)	5
	3	離職者等住宅維持支援事業	6
	4	健康維持・ストレス解消等動画等配信事業	7
	5	防犯事業の充実	8
	6	みんなで感染症防止事業	9
	7	フードドライブ事業	10
	8	DV相談窓口体制の強化	11
雇用	1	学童保育従事者等支援事業	12
	2	介護職員支援金交付事業	13
	3	医療従事者等支援金交付事業	14
	4	離職者等一時金給付事業	15
	5	離職者等無料相談事業	16
事業者	1	飲食店応援事業(飲食店PR)	17
	2	飲食店応援事業(飲食店販売促進補助金)	18
	3	飲食店応援事業(テイクアウト・デリバリー参入助成金)	19
	4	飲食店応援事業(休業要請協力飲食店等家賃助成金)	20
	5	店舗営業継続支援事業	21
	6	申請書類作成相談支援事業	22
子ども	1	ファミリー・サポート・センター助成事業	23
	2	子ども新聞購読支援事業	24
	3	保育料等軽減事業	25
	4	ひとり親家庭支援事業	26
	5	学童保育事業	27
	6	赤ちゃん家庭応援事業	28
窓口	1	窓口サービスの充実	29
	2	庁舎管理事業	30

分類 医療

■No.1 感染症予防協力金交付事業

1	支援内容	町内の福祉施設等に新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための協力金を交付し、感染予防に必要な物品の購入等を支援いたします。 ・入所系施設 入所定員30人以上 10施設×70,000円=700,000円 入所定員30人未満 10施設×50,000円=500,000円 ・訪問・通所・居宅系事業所 9事業所×30,000円=270,000円
2	活用できる方	・町内の福祉施設(高齢者施設、障害者施設等)等 ※該当する施設等には、町から通知いたします。
3	必要書類等	・協力金申請書
4	手続き	・協力金申請書を提出 ・申請受付開始日:5月中旬頃
5	その他	・協力金の交付は、1回限りです。
6	お問合せ	高齢介護課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター

■No.2 感染症拡大防止事業

1	支援内容	新型コロナウイルス感染症の感染者が出た事業所の消毒費用の1/2を補填いたします。 ※50,000円を上限とします。 ※国等の補助金を除きます。
2	活用できる方	・町内の店舗や会社などの事業所(一般家庭は除く。)
3	必要書類等	・消毒費補填申請書 ・消毒費用の明細書、領収書
4	手続き	・必要書類を提出 ・申請受付開始日:5月中旬頃
5	その他	—
6	お問合せ	健康づくり課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター

■No.3 感染症予防マスク支給事業

1	支援内容	<p>感染症予防対策の一環としてマスクを配布します。</p> <p>①小中学生 1人 5枚 ②70歳以上の人 1人 5枚 ③妊婦 1人 10枚 ④飲食店・理容店・美容店 1店舗 5枚 ⑤障害者手帳所有者 1人 5枚</p>
2	活用できる方	小中学生、70歳以上の人、妊婦、飲食店・理容店・美容店を 経営している人、障害者手帳を所有している人
3	必要書類等	—
4	手続き	—
5	その他	<p>①小中学生は各学校より家庭訪問時に配布済み ※私立の小中学校及び特別支援学校の児童生徒は職員 が各戸へ配布済み 外国人学校の児童生徒は各学校より配布済み</p> <p>②70歳以上的人是職員が各戸へ配布済み</p> <p>③妊婦は国から配布されるマスクと一緒に健康づくり課窓口 で随時配布します。</p> <p>④飲食店等は職員が各店舗へ配布済み</p> <p>⑤障害者手帳所有者は職員が各戸へ配布済み</p>
6	お問合せ	<p>①教育管理課 TEL 63-3111(内線332) 役場19番窓口 多文化協働課 TEL 63-3111(内線261) 役場13番窓口</p> <p>②高齢介護課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター</p> <p>③健康づくり課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター</p> <p>④経済振興課 TEL 63-3111(内線551) 役場3番窓口</p> <p>⑤福祉課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター</p>

分類 生活

■No.1 生活再建つなぎ資金貸付事業

1	支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付(生活福祉資金貸付)があるまでの間、生活費を必要とする資金の貸付を行います。 ※1人30,000円を上限とします。
2	活用できる方	・生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付を申し込んだ人
3	必要書類等	・生活再建つなぎ資金貸付申請書 ・生活福祉資金(緊急小口貸付)特例貸付借用申込書(写し) ・本人確認書類 運転免許証、保険証、マイナンバーカードのいずれか ※在留カードをお持ちの方は在留カードも必要です。 ・住民票(生活福祉資金借用申請時添付用の写し)
4	手続き	・社会福祉協議会の窓口で必要書類等を提出 ・申請受付開始日:受付中 ・申請期限:生活福祉資金(緊急小口貸付)特例貸付制度申請終了時まで
5	その他	・貸付利子:無利子 ・保証人:不要 ・貸付金額の上限:生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付金額を上限額とします。 ・生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付金が送金された時点で一括返済。ただし、特例貸付金が不承認となった場合は、据置期間を1年以内とし、据置経過後、1年以内に返済。 ・貸付金については、原則として受付の翌日に現金を渡します。ただし、土日祝日を挟む場合は翌開所日とします。
6	お問合せ	社会福祉協議会 TEL 63-2294 福祉課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター

■No.2 緊急住宅確保事業(町営住宅)

1	支援内容	<p>離職など(派遣切り、雇い止め、内定取り消し、給料減額など)により、住居の退去を余儀なくされた世帯に、一時的に町営住宅を提供いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長沼町営住宅 2戸 ・家賃等20,700円～22,800円(近傍同種家賃×1/2) ・共同施設使用料1,000円 ・駐車場使用料 1,000円(駐車場を使用する場合) ただし、1世帯につき1台まで ・期間3か月(延長可)
2	活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住世帯で、離職などにより、住居の退去を余儀なくされた世帯
3	必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・一時使用許可申請書 ・解雇通知、退去通知、給料明細1年間分(給料減額の場合) ・駐車場の使用を希望する場合は、車検証の写し ・誓約書
4	手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類を提出 ・申請受付開始日:受付中
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限なし ・60歳未満の単身者入居可能
6	お問合せ	都市整備課 TEL 63-3111(内線242) 役場11番窓口

■No.3 離職者等住宅維持支援事業

1	支援内容	民間賃貸住宅等に入居している世帯で、離職(派遣切り、雇い止め、内定取り消しなど)となった世帯の経済的負担を軽減するため家賃等を助成いたします。 ※1か月につき10,000円 上限3か月(30,000円限度)
2	活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住の民間賃貸住宅等に入居中で離職となった世帯 ・生計維持者の離職期間が30日を越えている世帯 ・生活困窮者自立支援法による「住宅確保給付金」を受給していない世帯
3	必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書兼請求書 ・離職等をした者であることを確認できる書類の写し ・賃貸借契約書の写し
4	手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類を提出 ・申請受付開始日: 受付中
5	その他	—
6	お問合せ	都市整備課 TEL 63-3111(内線242) 役場11番窓口

■No.4 健康維持・ストレス解消等動画等配信事業

1	支援内容	自宅でできる体操動画等を配信いたします。
2	活用できる方	どなたでも
3	必要書類等	—
4	手続き	—
5	その他	散歩、ウォーキングコースの紹介など随時配信予定
6	お問合せ	広報情報課 TEL 63-3111(内線281) 役場15番窓口

■No.5 防犯事業の充実

1	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種パトロールを充実します。 （毎週月曜日の朝、毎月16日と25日の夜間パトロール、毎週水曜日・金曜日の午後6時から午後7時までの青色パトロール車でのパトロール） ・防犯カメラを早期に追加設置します。
2	活用できる方	—
3	必要書類等	—
4	手続き	—
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署との連携強化を図ります。
6	お問合せ	安全安心課 TEL 63-3111(内線841) 役場17番窓口

■No.6 みんなで感染症防止事業

1	支援内容	<p>手作りマスクを1枚200円で買い取り、高齢者施設等に配布いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人分は10枚単位で買い取り2,000円分の商品券を交付します。 ・介護支援ボランティア分は1枚2ポイント換算で引き取ります。
2	活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・町民(個人) ・介護支援ボランティア(登録者)
3	必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に則って作ったマスク
4	手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを提出
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・受付期間:5月7日(木)~5月22日(金) (土日祝日を除く、9時から17時まで) ・受付場所:保健福祉総合センター(健康づくり課)
6	お問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター ・高齢介護課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター

■No.7 フードドライブ事業

1	支援内容	家庭などで保管されたままになっている食品を集め、それを福祉施設やフードバンク等に寄付いたします。
2	活用できる方	・町民等どなたでも
3	必要書類等	—
4	手続き	家庭などで保管されたままになっている食品を持参
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お預かりできない食品もあります。 ・お預かりできる食品の目安としては、賞味期限が1ヶ月以上残っている未開封の食品。 ・受付中 ※食料品に困っている方は、お問合せください。
6	お問合せ	福祉課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター 社会福祉協議会 TEL 63-2294

■No.8 DV相談窓口体制の強化

1	支援内容	外出自粛や休業等による生活不安やストレスからDVの増加、深刻化が懸念されるため、DV相談窓口体制を強化いたします。
2	活用できる方	・相談を必要としている人
3	必要書類等	—
4	手続き	—
5	その他	—
6	お問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・大泉町配偶者暴力相談支援センター TEL 20-3988 ・住民課 相談係 TEL 63-3111(内線594) 役場1番窓口 ・DV相談ナビ TEL 0570-0-55210 ・DV相談+ TEL 0120-279-889 (24時間受付)

分類 雇用

■No.1 学童保育従事者等支援事業

1	支援内容	学童保育従事者及びファミリー・サポート・センターまかせて会員へ支援金(商品券)を支給いたします。 ※1人 5,000円分
2	活用できる方	・学童保育従事者及びファミリー・サポート・センターまかせて会員
3	必要書類等	・申請書
4	手続き	・申請書を提出
5	その他	—
6	お問合せ	こども課 TEL 63-3111(内線352) 役場21番窓口

■No.2 介護職員支援金交付事業

1	支援内容	新型コロナウイルス感染症の予防等の最前線で働く介護職員へ慰労金(商品券)を支給します。 ※1人 5,000円分
2	活用できる方	・町内に住所があり福祉施設等に勤務する介護職員
3	必要書類等	・介護職員慰労金支給申請書 ・事業所証明書 ・町税等調査閲覧同意書 等
4	手続き	・必要書類を提出 ・申請期限:令和2年9月30日(水)まで
5	その他	・居住及び勤務期間に一定の要件があります。
6	お問合せ	高齢介護課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター

■No.3 医療従事者等支援金交付事業

1	支援内容	新型コロナウイルス感染症の予防等の最前線で働く医療従事者へ支援金を交付いたします。 ※1人 10,000円
2	活用できる方	・町内の医療機関(医科、歯科)に勤務する従事者 ・町内に居住し町外の医療機関(医科、歯科)に勤務する医療従事者(看護師(准看護師含む。)、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、歯科衛生士)
3	必要書類等	・医療従事者等慰労金支給申請書 ・事業所証明書 ・町税等調査閲覧同意書 等
4	手続き	・必要書類を提出 ・申請期限:令和2年9月30日(水)まで
5	その他	・居住及び勤務期間に一定の要件があります。
6	お問合せ	健康づくり課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター

■No.4 離職者等一時金給付事業

1	支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、派遣切りや雇い止め、内定取り消し等により、離職を余儀なくされた人へ、一時金を給付いたします。 ※1人 20,000円
2	活用できる方	・派遣切りや雇い止め、内定取り消し等により離職を余儀なくされた人
3	必要書類等	・離職者等一時金交付申請書 ・離職がわかる証明書等 ・通帳 ・本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカード、在留カードのいずれか)
4	手続き	・必要書類を提出 ・申請受付開始日:受付中
5	その他	・一時金の交付は1回限りとします。
6	お問合せ	福祉課 TEL 62-2121 保健福祉総合センター

■No.5 離職者等無料相談事業

1	支援内容	派遣切り・雇い止めなどによる離職者の支援のため、弁護士による無料相談を行います。
2	活用できる方	・派遣切り・雇い止めなどによる離職者
3	必要書類等	・雇用に関する書類、また相談時に必要とされる書類等
4	手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に住民課 相談係または経済振興課 商工振興係にて相談の予約を受付いたします。 ・日程が決まりましたら住民課 相談係より相談者へ日時をお知らせいたします。 ・電話の場合は、指定された日時に弁護士から相談者に連絡が入ります。 ・面談の場合は、指定された日時に町民相談室にて面談を行います。 <p>※電話相談または面談相談で、相談時間は1人30分以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始日：5月11日(月)午後1時～午後4時 ※原則 毎週月曜日(土曜日・日曜日の相談も可)
5	その他	—
6	お問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課 相談係 TEL 63-3111(内線594) 役場1番窓口 ・経済振興課 商工振興係 TEL 63-3111(内線552) 役場3番窓口

分類 事業者

■No.1 飲食店応援事業(飲食店PR)

1	支援内容	デリバリー、テイクアウトができる飲食店を町ホームページ等で紹介いたします。
2	活用できる方	・町内飲食店
3	必要書類等	・テイクアウト・デリバリー対応店一覧掲載申込書
4	手続き	・必要書類を提出 ・申請受付開始日:受付中
5	その他	—
6	お問合せ	・経済振興課 TEL 63-3111(内線552) 役場3番窓口

■No.2 飲食店応援事業(飲食店販売促進補助金)

1	支援内容	売上げが減少している飲食店を支援するため、テイクアウトまたはデリバリーを行っている町内飲食店で使用できるクーポン券を小中学校に通う年齢の子がいる世帯に配布いたします。 ※クーポン券は1世帯 3,000円分(500円券6枚)を配布
2	活用できる方	・クーポン券を利用できる方 小中学校に通う年齢の子がいる世帯
		・クーポン券を利用できる店 事前に登録した町内飲食店 ※法人については本店が町内にあること
3	必要書類等	・クーポン券を利用できる方 申請は不要 ※クーポン券は対象世帯に郵送
		・クーポン券を利用できる店 ①店舗の登録 飲食店等販売促進事業登録店舗承認申請書兼誓約書 ②利用券の換金 飲食店等販売促進事業請求書 請求内容明細書 利用券(使用済みのもの)
4	手続き	・クーポン券を利用できる方 1回1,000円以上の飲食代金につき、500円分のクーポン券を利用可能
		・クーポン券を利用できる店 必要書類を提出 ・申請受付開始日：5月11日(月)予定
5	その他	—
6	お問合せ	・経済振興課 TEL 63-3111(内線552) 役場3番窓口

■No.3 飲食店応援事業(テイクアウト・デリバリー参入助成金)

1	支援内容	テイクアウト・デリバリーを始める店舗に対し、初期導入費用の一部を補助いたします。 ※1店舗10,000円を上限 ※補助対象は容器、割り箸など消耗品
2	活用できる方	・町内飲食店 ※法人については本店が町内にあること
3	必要書類等	・テイクアウト・デリバリー参入助成金交付申請書 ・テイクアウト又はデリバリー開始のために購入した消耗品(食品容器・箸類・袋等)の領収書の写し ※令和2年2月1日以降に支払ったものに限る
4	手続き	・必要書類を提出 ・申請受付開始日：5月11日(月)予定
5	その他	—
6	お問合せ	・経済振興課 TEL 63-3111(内線552) 役場3番窓口

■No.4 飲食店応援事業(休業要請協力飲食店等家賃助成金)

1	支援内容	休業要請に従った飲食店(スナック、バー、カラオケ)で家賃を継続して支払う場合に家賃の一部を助成いたします。 ※家賃一ヶ月分の2分の1を補助 1店舗30,000円を上限
2	活用できる方	・スナック、バー、カラオケ店を営む事業者 ※法人については本店が町内にあること ※休業要請により4月25日から5月6日まで休業していること ※賃貸借契約を交わしており、休業期間に家賃が発生している店舗
3	必要書類等	・休業要請協力飲食店等家賃助成金交付申請書 ・家賃金額がわかる書類(賃貸契約書の写し、家賃領収書の写しなど)
4	手続き	・必要書類を提出 ・申請受付開始日: 5月11日(月)予定
5	その他	—
6	お問合せ	・経済振興課 TEL 63-3111(内線552) 役場3番窓口

■No.5 店舗営業継続支援事業

1	支援内容	売上げが減少している町内飲食店等に対して支援金を交付いたします。 ※1店舗 30,000円
2	活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・対象業種 飲食店、理容業・美容業など生活関連サービス業、小売業 ・対象者(次の全てを満たすことが必要です。) ①個人又は本店が町内にある法人 ②町内の店舗において、対象業種の店舗を営んでいること ③新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げ前年同月比で10%以上の減少または、それに類する減少していること
3	必要書類等	・営業継続支援金交付申請書
4	手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類を提出(原則、郵送) ・申請受付開始日：5月1日(金)
5	その他	—
6	お問合せ	・経済振興課 TEL 63-3111(内線552) 役場3番窓口

■No.6 申請書類作成相談支援事業

1	支援内容	国等の中小企業や自営業に対する融資制度や給付金の申請に必要な書類作成の相談をお受けいたします。
2	活用できる方	・相談を必要とする事業者等
3	必要書類等	—
4	手続き	・受付中(土日祝日を除く、8時30分から17時15分まで)
5	その他	—
6	お問合せ	・経済振興課 TEL 63-3111(内線552) 役場3番窓口

分類 こども

■No.1 ファミリー・サポート・センター助成事業

1	支援内容	ファミリー・サポート・センターの利用者負担額の一部を補助いたします。 ※利用券3,000円分(300円券10枚)
2	活用できる方	・ファミリー・サポート・センター利用者(おねがい会員) ※はじめて利用になる方は、ファミリー・サポート・センターにお問合せをお願いします。
3	必要書類等	・利用券交付申請書
4	手続き	・利用券交付申請書をファミリー・サポート・センター又はこども課に提出
5	その他	・利用期間:令和2年5月～令和2年7月までの3ヶ月間
6	お問合せ	こども課 TEL 63-3111(内線352) 役場21番窓口 ファミリー・サポート・センター TEL 55-8373

■No.2 こども新聞購読支援事業

1	支援内容	活字に触れ合う機会が低下している小学生に対して、「こども新聞」を配付いたします。 ※読売、朝日、毎日の3紙のうち、希望する1紙を選択 ※配付期間：令和2年5月中旬～8月末日（約3ヶ月間）
2	活用できる方	小学校6年生のいる家庭
3	必要書類等	こども新聞購読支援事業利用申請書・同意書
4	手続き	・必要書類を学校に提出 ・申請受付期間：5月1日(金)～5月25日(月)
5	その他	※5月1日(金)～5月13日(水)までの申込み家庭 朝日新聞・毎日新聞…5月18日(月)から毎日配達予定 読売新聞…5月21日(木)から毎週木曜日に配達予定 ※5月14日(木)～5月25日(月)までの申込み家庭 朝日新聞・毎日新聞…6月1日(月)から毎日配達予定 読売新聞…6月4日(木)から毎週木曜日に配達予定
6	お問合せ	教育指導課 TEL 63-3111(内線341・342) 役場20番窓口

■No.3 保育料等軽減事業

1	支援内容	町の登園自粛の要請を受け、自粛した場合に保育料等を減額いたします。 ※保育料等は日割り計算します。 ※実施期間：令和2年4月20日～令和2年5月31日
2	活用できる方	・①～③の児童を養育している方 ①2歳児以下：保育料 ②3歳児以上：副食費 ③小学1年生～6年生：学童保育使用料
3	必要書類等	①は利用者負担額減免申請書 ②は保育園給食欠食届 ③は学童保育使用料減免申請書
4	手続き	・必要書類を各施設に提出
5	その他	—
6	お問合せ	こども課 TEL 63-3111(内線351・353) 役場21番窓口

■No. 4 ひとり親家庭支援事業

1	支援内容	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、児童扶養手当の受給者に一時金(商品券)を支給いたします。 ※1人10,000円分
2	活用できる方	・児童扶養手当受給者
3	必要書類等	・申請書 ・児童扶養手当証書
4	手続き	・該当者に案内通知発送 ・必要書類を提出 ・申請受付開始日:5月12日(火) (通知発送日)
5	その他	—
6	お問合せ	こども課 TEL 63-3111(内線352) 役場21番窓口

■No.5 学童保育事業

1	支援内容	町外在住者で町内の医療機関、介護施設等に勤務している人の児童を学童保育で受入れいたします。
2	活用できる方	・町外在住者で町内の医療機関、介護施設等に勤務する人で小学1年生から小学6年生をお持ちで家庭での保育が困難な方。
3	必要書類等	・学童保育利用申込書 ・就労証明書
4	手続き	・必要書類をこども課又は利用希望児童館に提出 ・申請受付開始日:受付中
5	その他	—
6	お問合せ	こども課 TEL 63-3111(内線352) 役場21番窓口 北児童館(第2学童棟) TEL 61-0004 西児童館 TEL 62-4689 南児童館 TEL 63-1721 東児童館 TEL 62-0133

■No.6 赤ちゃん家庭応援事業

1	支援内容	乳児の育児を行う家庭に対し、子育て育児用品購入費助成金10,000円に育児用品(5,000円相当)を上乗せ支給いたします。
2	活用できる方	・子育て育児用品購入費助成金の申請者
3	必要書類等	・支給申請書
4	手続き	・支給申請書を提出 ・申請受付開始日:5月中旬頃
5	その他	—
6	お問合せ	こども課 TEL 63-3111(内線352) 役場21番窓口

分類 窓口

■No.1 窓口サービスの充実

1	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送で行えるサービスは次のとおりです。 ①住民票の写しの交付 ②戸籍の証明書の交付 ③税の証明書の交付 ④転出届 ⑤国民健康保険加入手続き ⑥国民健康保険喪失手続き <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットで事前予約ができるサービスは、次のとおりです。 ⑦住民票の写しの交付 ⑧印鑑登録証明書の交付
2	活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等 (戸籍の証明書については、大泉町に本籍がある人)
3	必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送申請 ①②③ ⇒ 申請書、本人確認書類のコピー、手数料(定額小為替)、切手を貼った返信用封筒 ④ ⇒ 住民異動届、本人確認書類のコピー、切手を貼った返信用封筒 ⑤ ⇒ 社会保険離脱証明書、本人確認書類のコピー ⑥ ⇒ 社会保険証のコピー、本人確認書類のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット事前予約申請 ⑦ ⇒ 本人確認書類 ⑧ ⇒ 印鑑登録証
4	手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送申請 ①～⑥については、必要書類を同封して申請を行う。 ・インターネット事前予約申請 ⑦⑧については、本人がインターネットで事前に予約を行い、窓口へ来庁する。 ・開始日: 受付中
5	その他	町ホームページに『自宅でもできます役場の手続き届出一覧』を掲載中
6	お問合せ	住民課 TEL 63-3111(内線535) 役場1番窓口

■No.2 庁舎管理事業

1	取組内容	<p>①役場庁舎及び保健福祉総合センターの窓口カウンターに飛沫防止用アクリル板を設置 役場32箇所、保健福祉総合センター14箇所に設置</p> <p>②空気清浄機(2台)、除菌機器(7台)を庁舎内に、除菌機器(3台)を保健福祉総合センターに設置</p> <p>③庁舎内除菌作業を定時後に実施 カウンター、イス、ドアノブ、手すりなど</p>
2	活用できる方	—
3	必要書類等	—
4	手続き	—
5	その他	—
6	お問合せ	財政課 TEL 63-3111(内線362) 役場22番窓口